ビジネスネットバンキングサービス被害補償ご利用規定　新旧対照表　（アンダーライン変更箇所）

新	旧
（省略） **第１４条　規定の変更等** この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当組合の責めによる場合を除き、規定の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 以　上 R05.01.01	（省略） **第１４条　規定の変更等** 当組合は、本規定の内容を契約者に事前に通知することなく店頭表示その他の方法で公表することにより、任意に変更できるものとします。 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。 なお、当組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合は一切の責任を負いません。 以　上 H29.09